

那須町営住宅

入居申込みのご案内

那須町ふるさと定住課

《町営住宅入居申込案内》

1 入居者の資格

町営住宅に入居できる方は、次の①～⑦すべての条件を満たしていることが必要です。

① **現に同居し、又は同居しようとする親族があること。**ただし近く結婚する婚約者や、事実上婚姻関係と同様の事情にある方も含まれます。兄弟姉妹のみ、また夫婦別居での入居申し込みは原則として受付できません。(単身入居は下記⑤をご覧下さい)

② **入居しようとする世帯全員の所得合算額が、法令で定められた基準内であること。**

通常の町営住宅入居世帯 (一般世帯) は、158,000円／月以下

身体障害者、高齢者世帯、子育て世帯 (裁量階層) は、214,000円／月以下

なお、世帯の所得合算額は、世帯の1年間の総所得を計算し、そこから、あてはまる控除額をすべて差し引いた残りの金額を12(ヶ月)で割った額(世帯の月額所得)で判定します。(下記収入基準早見表参照)

③ **現在、住宅に困っていることが明らかな方であること。**

持ち家のある方や、自宅を新築するための仮住まいとする場合は申し込みできません。

④ **町税等の滞納がないこと。**

⑤ **単身入居者は上記②、③に該当し、さらに次のいずれかの方に限ります。**

* 60歳以上の方

* 1級～4級の身体障害者など

* 生活保護を受けている方、原爆認定者、海外からの引揚者で5年未満の方。

(身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除きます。)

⑥ **連帯保証人を1名つけられること。**

連帯保証人は、町内に居住し、かつ入居を許可された方と同程度以上の収入がある方に限ります。

⑦ **暴力団員でないこと。**

【収入基準早見表】

ア 収入基準額

収入基準額	一般世帯	月額所得 158,000円以下
	裁量階層	月額所得 214,000円以下

イ 収入基準の算定方法

算定方法 (入居する方全員の所得額-380,000円×同居親族数) ×1/12

ウ 収入基準の年間換算表 (給与所得者が1人の場合の税込総収入額) (円)

収入基準	人数	扶養親族等(申込人を除く)				
		0人	1人	2人	3人	4人
一般世帯	2,967,999円以下	3,511,999円以下	3,995,999円以下	4,471,999円以下	4,947,999円以下	
裁量階層	3,887,999円以下	4,363,999円以下	4,835,999円以下	5,311,999円以下	5,787,999円以下	

※収入基準の算定について次の場合は、別途計算しますので前記の表は利用できません。

- (1) 所得のある方が2人以上の場合。
- (2) 寡婦（夫）の場合。
- (3) 70歳以上の扶養親族がいる場合。（老人扶養）
- (4) 19歳以上23歳未満の扶養親族がいる場合。（特定扶養）
- (5) 身体障害者等級が1級から4級の方がいる場合。（特別障害）

※「裁量階層」とは、次に掲げる世帯です。ただし、No1、3以外はいずれも手帳又は証明書等の提出が必要です。

No	裁量階層世帯（障害者等の世帯）
1	入居者が満60歳以上又の方であり、かつ、同居者のいずれもが満60歳以上の方もしくは満18歳未満の方である世帯。
2	身体障害者（1級から4級）、精神障害者（1級又は2級程度）又は知的障害者（重度又は中程度）の方のいる世帯。
3	小学校就学前の子どもがいる世帯。
4	戦傷病者で、特別項候から第6項候まで又は第1款症の方のいる世帯。
5	原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている方のいる世帯。
6	海外からの引揚者（引揚後5年未満の方）の方のいる世帯。

2 申込に必要な提出書類

必要に応じて下記以外にも書類を提出していただくことがあります。

※□のみ（なお、受理した提出書類はお返しできません）

書類名	証明書等の発行先	摘要
□町営住宅入居申込書	用紙（ふるさと定住課）	申込者が記載
■所得額を証明する書類（収入のある方全員分の所得額を証明する書類）		
□住民税決定証明書	確定申告時の税務課	世帯全員分
□納税証明書	確定申告時の税務課	市町村長の証明書（申込者）
□世帯全員の住民票の写し	現住所地の住民課	（本籍、続柄が記載されているもの）
■その他		
□婚約証明書	用紙（ふるさと定住課）	
□生活保護決定通知書の写し	福祉事務所	
□身体障害者手帳等		提示のみ

3 注意事項

- (1) 申込書は本人か、同居しようとする方が持参して下さい。
※代理での申し込みはお受けできません。
- (2) 申込書類について、記載の不正により資格がないことが判明した場合は、入居許可を取り消します。

4 入居者の公募の方法

- (1) 募集住宅 空家戸数分を町の広報紙等に掲載し、その都度お知らせいたします。
- (2) 申込場所 那須町ふるさと定住課 ☎ 72-6955
午前8時30分～午後5時15分まで（土・日、祝祭日を除く）

5 入居の決定

申込書の内容及び住宅困窮事情を調査の上、入居の可否を通知します。

※ 応募の状況によっては抽選となる場合があります。

6 入居にあたって

毎月の使用料（家賃・駐車場使用料）は必ず納期限（その月の25日まで）に納付して下さい。

7 決定後必要となる手続及び書類等

- ① 入居請書（連帯保証人連署のもの）
- ② 入居の際に敷金（家賃の2か月分）を納入していただきます（原則として退去時に返還します）。ただし、家賃に未納がある場合や退去時の畳の表替え、襖・障子の張替、破損ガラス、清掃等が未了の場合は敷金から控除します。
- ③ 町内に住所を有し、入居を決定された方と同程度以上の収入を有する連帯保証人（1人）を立てていただきます。
- ④ 入居者及び連帯保証人の印鑑証明書、連帯保証人の所得証明書 各1通
- ⑤ 犬、猫、鶏、鳩などペットを飼うことができません。
- ⑥ 住宅の照明器具、浴室スペースのみの住宅の給湯器・浴槽・ボイラーは入居される方の負担により、各自で用意していただきます。（既存で設置されている住宅もあります）
- ⑦ 階段灯、外灯、給水ポンプ、浄化槽などの電気料金及び共同水道に関する費用は、原則として入居者の負担となります。（共益費）
- ⑧ 電気、ガス、水道及び下水道等は入居する方が直接手続きを行って下さい。
- ⑨ 入居後、3年間を経過した世帯で収入基準を超過した場合は、住宅の明渡努力義務が生じます。また、5年を経過した世帯で高額所得者と認定された場合は、一定の期間内に住宅を明渡していただくことになります。
- ⑩ 町営住宅には、多数の方が入居されております。快適な共同生活を営むためには、「お互いの協力」が必要です。明るく楽しい生活の場となるようご協力下さい。

8 そ の 他

(1) 次のような方は入居決定を取り消します。

- ア 入居可能日から 10 日以内に入居できない方。
イ 指定された期日までに、書類の提出及び敷金の納付を済まされない方。

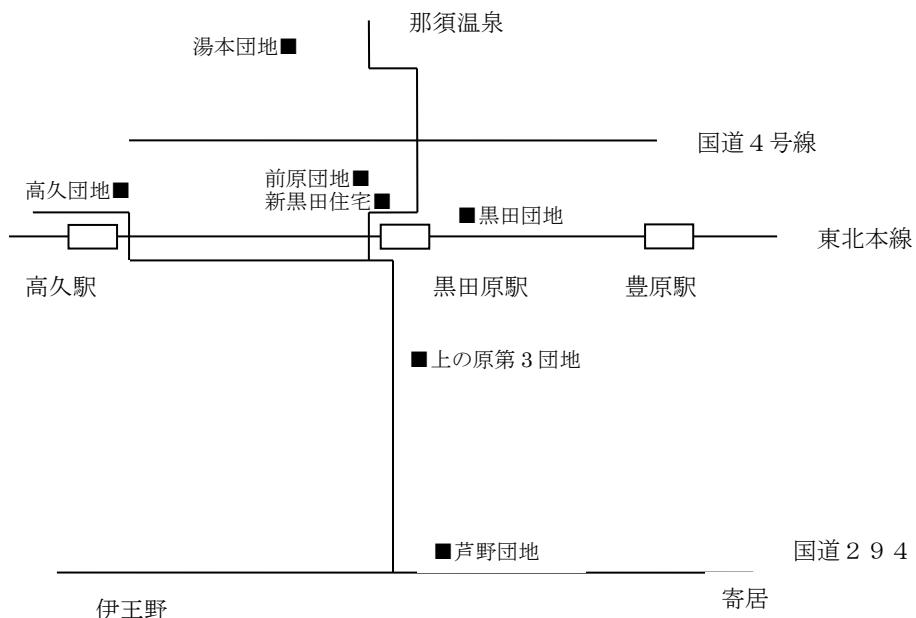
(2) 次のような方は入居されても退去していただきます。

- ア 家賃を 3 ヶ月以上滞納した方。
 - イ 入居資格を欠いた方。
 - ウ 入居者心得を遵守しない方。
 - エ 町営住宅入居請書に違反した方。
 - オ 正当な理由がなく 15 日以上町営住宅を使用しないとき。

9 町営住宅の名称

No.	団地名	住所	戸数	建築年度	郵便番号
1	上の原第3団地	那須町大字寺子乙 4421 番地	20	昭和 49	329-3215
2	高久団地	那須町大字高久甲 1740 番地	29	昭和 41・43	325-0001
3	黒田団地	那須町大字寺子丙 4 番地	60	昭和 45~48	329-3222
4	芦野団地	那須町大字芦野 1920 番地	10	昭和 48	329-3443
5	前原団地	那須町大字寺子丙 104 番地 98	54	平成 2~7	329-3222
6	湯本団地	那須町大字湯本 201 番地	9	平成 5	325-0301
7	新黒田住宅	那須町大字寺子丙 71 番地 40	24	平成 22	329-3222

【町営住宅位置図】



団地別間取・床面積等

団地名	建築年度	構造	戸数	間取	戸当り 床面積 m ²	部屋番号	備考
上の原第3団地	S49	簡平	10	3DK	44.9	1~10	旧1種
上の原第3団地	S49	簡平	10	2DK	41.5	11~20	旧2種
小計			20				
高久団地	S41	木造	3	2DK	36.4	9~11	旧1種
高久団地	S41	木造	11	2DK	31.2	1~8,12~14	旧2種
高久団地	S43	木造	5	2DK	36.4	15~19	旧1種
高久団地	S43	木造	10	2DK	31.2	20~29	旧2種
小計			29				
黒田団地	S45	木造	10	2DK	36.4	1~6,12~15	旧1種
黒田団地	S45	木造	5	2DK	31.4	7~11	旧2種
黒田団地	S46	簡平	10	2DK	36.5	16~25	旧1種
黒田団地	S46	簡平	5	2DK	33.9	26~30	旧2種
黒田団地	S47	簡平	10	2DK	36.5	41~50	旧1種
黒田団地	S47	簡平	10	2DK	33.9	31~40	旧2種
黒田団地	S48	簡平	5	2DK	39.4	56~60	旧1種
黒田団地	S48	簡平	5	2DK	36.5	51~55	旧2種
小計			60				
芦野団地	S48	簡平	5	2DK	39.4	6~10	旧1種
芦野団地	S48	簡平	5	2DK	36.4	1~5	旧2種
小計			10				
前原団地	H2	鉄筋	18	3DK	63.3	111~136	旧1種
前原団地	H3	鉄筋	18	3DK	64.0	211~236	旧1種
前原団地	H7	鉄筋	18	3DK	64.0	311~336	旧1種
小計			54				
湯本団地	H5	鉄筋	9	3DK	62.6	101~303	旧1種
新黒田住宅	H22	鉄筋	12	3DK	61.30	A111~216	
新黒田住宅	H22	鉄筋	12	3DK	61.30	B111~216	
小計			24				
合計			206				

令和7年度町営住宅使用料一覧表

区分 収入分位		I 0~10.0%	II 10.0~15.0%	III 15.0~20.0%	IV 20.0~25.0%
団地名 建設年度	月額所得	月額所得	月額所得	月額所得	
	0~104,000	~123,000	~139,000	~158,000	
上の原第3団地 S49	旧1種	6,800円	7,800円	9,000円	10,100円
	旧2種	6,300円	7,300円	8,300円	9,400円
高久団地 S41	旧1種	3,300円	3,800円	4,300円	4,900円
	旧2種	2,800円	3,200円	3,700円	4,200円
高久団地 S43	旧1種	3,600円	4,200円	4,800円	5,400円
	旧2種	3,100円	3,600円	4,100円	4,600円
黒田団地 S45	旧1種	4,200円	4,900円	5,600円	6,300円
	旧2種	3,700円	4,200円	4,800円	5,500円
黒田団地 S46	旧1種	4,400円	5,100円	5,900円	6,600円
	旧2種	4,100円	4,800円	5,500円	6,200円
黒田団地 S47	旧1種	4,600円	5,400円	6,100円	6,900円
	旧2種	4,300円	5,000円	5,700円	6,400円
黒田団地 S48	旧1種	5,200円	6,000円	6,900円	7,800円
	旧2種	4,800円	5,600円	6,400円	7,200円
芦野団地 S48	旧1種	4,900円	5,700円	6,500円	7,300円
	旧2種	4,500円	5,200円	6,000円	6,700円
前原団地1号棟 H2	旧1種	19,700円	22,700円	26,000円	29,300円
前原団地2号棟 H3	旧1種	20,100円	23,300円	26,600円	30,000円
前原団地3号棟 H7	旧1種	20,900円	24,100円	27,600円	31,100円
湯本団地 H5	旧1種	20,200円	23,400円	26,700円	30,100円
新黒田住宅 H22		21,300円	24,600円	28,200円	31,800円

※家賃額は令和7年4月1日時点のものです。

お問合せ先
〒329-3222
栃木県那須郡那須町寺子丙3-105
那須町役場ふるさと定住課
☎0287-72-6955